

第37号様式の3の2(第35条の6関係)

請 け 書 (定期使用許可用)

年 月 日

東京都知事 殿

使用者は、下記住宅の使用許可を受けた上は、東京都営住宅条例及び東京都営住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守り、使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払い、滞納することのないようにします。

また、下記住宅の使用については、許可の更新がなく、期間の満了によって当該使用許可の効力が失われる旨の説明を受けましたので、必ず期間が満了するときにまでに当該住宅を明け渡します。

また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
近傍同種の住宅の家賃	円
共益	円
建物所在地	アパート 号棟 号
表示	構造 規格 建築面積 平方メートル 畳はか

使用者	住所	氏名	生年	月	日

連絡先	住所	氏名	電話番号

備考

1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。

(日本産業規格A列4番)

別記第三十七号様式の四の次に次の一様式を加える。

第37号様式の4の2(第35条の7関係)

(表)

住宅使用許可書 (定期使用許可用)		第 号
名義人番号	補助	年 月 日
様		

東京都知事

記

下記のとおり都営住宅の使用を許可します。

なお、この許可は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、使用者は期間が満了するときにまでに当該住宅を明け渡さなければなりません。

種別	都 宅 名 ・ 番 号	住 宅 名 ・ 番 号	使 用 料	月 額	円
営 業	近 傍 同 種 の 住 宅 の 家 賃	月 額	月 額	円	
住 宅	共 益	費	月 額	円	
保 証	金			円	
使 用 を 許 可 す る 数				人	
世 帯					
使 用 許 可 期 間					

(ただし、使用者又は配偶者の子で入居時から同居する者、東京都営住宅条例施行規則第21条第2項の規定により同居する者又は同居規則第26条第1項第1号の規定による届出があり同居する者のうち最も年少の者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が、使用許可日から10年を経過した日以後に到来する場合は、その日まで。)

東京都営住宅条例及び東京都営住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守ること。

(審査請求及び取消訴訟の提起の教示)

1 この使用許可について、不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

2 この使用許可については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

都営住宅使用許可条件の主な内容

(裏)

- 1 都営住宅使用許可条件の主な内容は、次のとおりです。
- 1 入居の際の同居者以外の者は、入居しないこと。入居の際の同居者以外の者を同居させようとするときは、別に住宅同居申請書を知事に提出し、知事の許可を受けること(使用者が移転するとき、同居者は、これと同時に届出すること。)
- 2 使用者が死亡した場合は、同居者は、使用者又は同居者に、出産、死亡又は転出の事実があった場合は、速やかに住宅世帯員変更届を提出すること。
- 3 使用を許可された者は、許可の日から15日以内に入居すること。
- 4 使用者は、都営住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を譲渡しないこと。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者は、別に知事に申請し、知事の許可を受けること。
 - (1) 都営住宅の模様替えその他都営住宅に工作を加える行為をしようとするとき。
 - (2) 都営住宅の一部を住宅以外の目的に使用しようとするとき。
 - (3) 都営住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
- 6 使用者の責めに帰すべき事由により都営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 7 この費用は、使用者が負担すること。
- (1) 障子、ふすま、ガラス、畳等の小修繕(法令により都が修繕義務を負うものを除く。)に要する費用
- (2) 電気、ガス、上水道及び下水道の使用料
- (3) 給水施設、し尿浄化施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用及び維持に要する費用
- (4) し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事の指定する費用
- 8 使用料は、必ず毎月末日までにその月分を支払わなければならないが、滞納しないこと。
- 9 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求できること。
 - (1) 不正の行為により入居したとき。
 - (2) 正当な事由がなく使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 正当な事由がなく1月以上都営住宅を使用しないとき。
 - (4) 都営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (5) 住宅を取得したとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合も含む。)
 - (7) 東京都営住宅条例(以下「条例」という。)
 - (8) 前号に掲げるもののほか、条例又はこれに基づく知事の指示命令に違反したとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が都営住宅の管理上必要があると認めるとき。
- 10 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、速やかに住宅を明け渡さなければならないが、この場合、使用者は、損害賠償その他の請求をすることができないこと。求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、入居の日から請求の日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額とそれまで支払を受けた使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般都営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収すること。
- 12 知事は、第9項第2号から第9号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該一般都営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で知事が定める額の金銭を徴収すること。
- 13 使用者は、使用許可の期間が満了するとき、返還しようとする日の14日前までに住宅返還届を知事に提出すること。この場合、模様替え、増築部分又は工作物等は、自己の費用で原形に復すること。
- 14 使用者は、住宅を返還しようとする日、その日まで使用料を納めること。
- 15 使用者は、引き続き3年以上都営住宅を使用している場合において、条例で定める基準を超える収入があるときは、当該都営住宅を明け渡すよう努めること。
- 16 知事は、当該都営住宅及び特定都営住宅の使用者が引き続き10年以上当該都営住宅を使用している場合において、当該使用者に引き続く最近の2年間条例で定める基準を超える高額の収入があるときは、当該使用者に対して、期限を定めて、これらの住宅の明渡しを請求することができること。

別記第三十七号様式の五の次に次の二様式を加える。

第37号様式の5の2(第35条の8関係)

定期使用許可に関する承諾書

年 月 日

東京都知事 殿

使用予定者は、東京都営住宅条例第39条の2第4項の規定に基づき、定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証明します。

記

- 1 下記住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によって当該許可の効力が失われること。
- 2 期間が満了するときまでに、下記住宅を明け渡さなければならないこと。

説明事項	所在地	住宅名・番号	使用期間
		アパート 号棟 号	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、使用者又は配偶者の子で入居時から同居する者、東京都営住宅条例施行規則第21条第2項の規定により同居する者又は同規則第26条第1項第1号の規定による届出があり同居する者のうち最も年少の者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が、使用許可日から10年を経過した日以後に到来する場合は、その日まで。)
使用予定者	住所	氏名	年 月 日生

(日本産業規格A列4番)

別記第三十七号様式の六の次に次の一様式を加える。

第37号様式の6の2(第35条の9関係)

定期使用許可期間満了通知書

年 月 日

名義人番号

住所
使用者氏名

東京都知事



東京都営住宅条例第39条の2第6項の規定に基づき、次のとおり通知します。
年 月 日付 第 号で使用を許可した下記住宅については、期間の満了により許可の効力が失われますので、期間が満了するときにまでに住宅を明け渡してください。

記

所在地	
住宅名・番号	アパート 号棟 号
使用許可期間満了日	年 月 日から 年 月 日まで ※現在、届出いただいている世帯状況に基づいた使用許可期間満了日です。世帯状況に変化があった場合は、この限りではありません。

(日本産業規格A列4番)

別記第三十七号様式の七(ウ)イ

「連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられ、
」

住所	氏名	生年月日	性別	使用との関係	就職年月日	勤務先関係	その他
			①			1 親子 2 兄弟姉妹 3 その他親戚	5 勤務先関係 6 知人 7 その他
勤務先	勤務先の証明	(所在地) 上記の者は、当所に勤務し月収 円であることを証明します。 (証明者名) 年 月 日 公印又は社印					

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する方にしてください。
2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど)を添えてください。
3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままでも結構です。

住所	氏名	使用との関係	備考
		①	1 親子 2 兄弟姉妹 3 その他親戚 4 勤務先関係 5 知人 6 その他

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する必要があります。
2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります。(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

改め、同様式の次に次の一様式を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出されたこの規則による改正前の東京都営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第八号様式、第十八号様式（裏）、第三十七号様式の三及び第三十七号様式の七（裏）による請け書（施行日以後の使用許可及び使用承継の許可に係るものに限る。）は、それぞれこの規則による改正後の東京都営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第八号様式、第十八号様式（裏）、第三十七号様式の三及び第三十七号様式の七（裏）による請け書とみなす。

3 使用者は、施行日前に定めた連帯保証人を他の者に変更しようとするときは、新規則別記第八号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

4 新規則第十三条第二項の規定は、施行日前に定めた連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたときについて準用する。

5 旧規則別記第八号様式、第十八号様式、第三十七号様式の三及び第三十七号様式の七による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

6 施行日前に使用予定者となつた者が施行日以後に提出する旧規則別記第三十七号様式の三による請け書（定期使用許可用）、第三十七号様式の五による定期使用許可に関する承諾書のうち、新条例第三十九条の二第一項第一号の規定による使用許可に係るものについては、それぞれ新規則別記第三十七号様式の三の二による請け書（定期使用許可用）、第三十七号様式の五の二による定期使用許可に関する承諾書とみなす。

7 施行日前に使用者が死亡し、又は退去したことにより提出された旧規則別記第三十七号様式の七による住宅使用承継申請書（定期使用許可用）（旧条例第三十九条の二第一項第一号の規定による定期使用許可に係る使用承継の申請に係るものに限る。）のうち、施行日以後の使用承継の許可に係るものについては、新規則別記第三十七号様式の七の二とみなす。

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉住宅条例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「請書」を「請け書」に改める。

第六条を次のように改める。

（連絡先変更届等）

第六条 使用者は、条例第九条第一項に規定する請け書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、別記第四号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第九条第一項に規定する請け書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があつたときは、直ちに知事に通知しなければならない。

別記第四号様式中

「連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられ、」

」

現住所		(電話番号)	
フリガナ		1親	5勤務先関係
氏名	印	2子	8知人
生年月日	年月日	3兄弟姉妹	7その他
職業		4その他親戚	
勤務先	(所在地) (名称) (電話番号)	就職年月日	年月日
勤務先の明証	上記の者は、当所に勤務し月収 円であることを証明します。 (証明署名)		年月日 公印又は 社印

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する方にて下さい。
2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写しなど)を添えて下さい。
3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のまま結構です。

現住所	(電話番号)
フリガナ	1親
氏名	2子
	3兄弟姉妹
	4その他親戚
	5勤務先関係
	6知人
	7その他
	8その他

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

別記第四号様式の二を次のように改める。

別記第4号様式の2 (第6条関係)

連絡先変更届

東京都知事 殿

年月日

名義人番号	
住所	電話番号 ()
住宅名・番号	アパート 号棟 号
フリガナ	
使用者氏名	印

私は、下記のとおり新たに連絡先を定めましたので届け出ます。
なお、万一使用料等を滞納した場合は、新連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

新住所	電話番号 ()
フリガナ	1親
氏名	2子
	3兄弟姉妹
	4その他親戚
	5勤務先関係
	6知人
	7その他
	8その他

備考 1 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。
2 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

別記第十二号様式面
(裏中)

「連帯保証人は、申請者と連帯して使用料その他の債務を負担します。」や
「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられ
ても異議ありません。」

住所		(電話番号)	
〒	丁目	番	号
氏名	氏名	甲	との関係
生年月日	年月日	2子	630人
職業	職業	3兄弟姉妹	7その他
勤務先又は 職業	(所在地) (名称) (電話番号)	4その他親戚	年月日
勤務先の証明	上記の者は、当所に勤務し月収 (証明者名)	円であることを証明します。	年 月 日
人			(公印) 又は (社印)

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、連帯保証能力を有する方としてください。
 2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど)を添えてください。
 3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままです。

住所		(電話番号)	
〒	丁目	番	号
氏名	氏名	甲	との関係
		1 親	5 勤務先関係
		2 子	6 知人
		3 兄弟姉妹	7 その他
		4 その他親戚	()

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
 2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出されたこの規則による改正前の東京都福祉住宅条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第四号様式及び第十二号様式による請け書(施行日以後の使用承認及び使用者名義の変更の承認に係るものに限る。)は、それぞれこの規則による改正後の東京都福祉住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)別記第四号様式及び第十二号様式による請け書とみなす。
- 使用者は、施行日前に定めた連帯保証人を他の者に変更しようとするときは、新規則別記第四号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。
- 新規則第六条第二項の規定は、施行日前に定めた連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときについて準用する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

